

私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付要綱

(平成 23 年 7 月 29 日 23 情私第 184 号 総務部長通知)
(平成 24 年 9 月 10 日 24 情私第 402 号 一部改正)
(平成 26 年 9 月 11 日 26 私高第 175 号 一部改正)
(平成 27 年 12 月 25 日 27 私高第 244 号 一部改正)
(平成 30 年 7 月 1 日 30 私第 84 号 一部改正)

(趣旨)

第 1 この要綱は、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 2 条第 1 項に規定する災害をいう。以下同じ。）により、特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 2 条第 2 項及び第 3 項の市町村を定める政令（平成 23 年政令第 127 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する区域をいう。以下同じ。）において被災した幼児（別表 1 に定める園児をいう。）、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）で、長野県内に所在する私立学校に在籍又は転入学し、授業料及び入学金（幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）においては保育料及び入園料。以下「授業料等」という。）の納付が困難となった生徒等の保護者等の負担軽減を図るため、私立学校の設置者（以下「設置者」という。）が、授業料等を軽減した場合に、当該軽減額に対して予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号）（以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 私立学校

長野県知事が学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）第 4 条、第 130 条及び第 134 条の規定により認可した幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校及び各種学校並びに長野県知事又は中核市の長が認定した就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年 6 月 15 日法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園。ただし、専修学校及び各種学校については、被災児童生徒就学支援等事業実施要領（平成 27 年 4 月 9 日文部科学大臣裁定。以下「要領」という。）別紙 6 の 2 の (2) の①及び②に規定する課程を有する学校に限るものとする。

(2) 保護者等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）（以下「法」という。）第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。

(3) 道府県民税所得割

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による道府県民税（同法の規定による都民税を含む。）の同法第 23 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割（同法第 50 条の 2 の規定によって課する所得割を除く。）をいう。

(4) 市町村民税所得割

地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第 292 条第 1 項 2 号に掲げる所得割（同法 328 条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。

(対象経費及び補助率)

第3 第1に規定する補助金交付の対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

対 象 経 費	補 助 率	
<p>区分1</p> <p>保護者等が次の(1)又は(2)に該当する生徒等(区分2又は区分3に該当する場合を除く。)について、設置者が授業料(幼稚園等にあつては保育料。)を軽減するに要する経費。ただし、(2)の場合にあつては特別の事情が生じた月以後の授業料(幼稚園等にあつては保育料。)に限る。</p> <p>(1) 道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額(保護者等が2人いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額。以下同じ。)が257,500円未満である者</p> <p>(2) 特別の事情が生じたため、当該年の所得に係る道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が257,500円未満になると確実に見込まれる者</p>	<p>(1) (2) 及び (3)以外の私立学校又は課程</p>	<p>10分の10以内。</p> <p>ただし、要領別紙4の4(1)の規定による補助限度額(以下「補助限度額」という。)と生徒等1人当たり授業料(幼稚園等にあつては保育料。)の年額とのいずれか低い額の3分の1に相当する額(小数点以下切り捨て。)から法第6条の規定により支給される高等学校等就学支援金(以下第3において「就学支援金」という。)、高等学校等修学支援事業費補助金交付要綱(平成26年4月1日文科科学省大臣決定)第3条の規定により支給される学び直し支援金(以下第3において「学び直し支援金」という。)、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成10年6月17日文科大臣裁定)の規定により支給される幼稚園就園奨励費補助金(以下この表及び別表において「就園奨励費補助金」という。)及びその他授業料(幼稚園等にあつては保育料。)の軽減に係る補助金を控除した額を上限とする。</p>
	<p>(2) 高等学校の通信制課程</p>	<p>10分の10以内。</p> <p>ただし、生徒1人当たり授業料の年額の3分の1に相当する額(小数点以下切り捨て。)から就学支援金、学び直し支援金及びその他授業料の軽減に係る補助金を控除した額の10分の5に相当する額(小数点以下切り捨て。)を上限とする。</p>
	<p>(3) 専修学校の高等課程以外の課程及び各種学校</p>	<p>3分の2以内。</p> <p>ただし、生徒1人当たり授業料の年額3分の1に相当する額(小数点以下切り捨て。)から就学支援金、学び直し支援金及びその他授業料の軽減に係る補助金を控除した額の3分の2に相当する額(小数点以下切り捨て。)を上限とする。</p>
<p>区分2</p> <p>保護者等が次の(1)又は(2)に該当する生徒等(区分3に該当する場合を除く。)について、設置者が授業料(幼稚園等にあつては保育料。)を軽減するに要する経費。ただし、(2)の場合にあつては特別の</p>	<p>(1) (2) 及び (3)以外の私立学校又は課程</p>	<p>10分の10以内。</p> <p>ただし、補助限度額と生徒等1人当たり授業料(幼稚園等にあつては保育料。)の年額とのいずれか低い額の3分の2に相当する額(小数点以下切り捨て。)から就学支援金、学び直し支援金、就園奨励費補助金及びその他授業料(幼稚園等にあつては保育料。)の軽減に係る補助金を控除した額を上限とする。</p>

<p>事情が生じた月以後の授業料（幼稚園等にあつては保育料。）に限る。</p> <p>(1) 道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500円未満である者</p> <p>(2) 特別の事情が生じたため、当該年の所得に係る道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が85,500円未満になると確実に見込まれる者</p>	(2) 高等学校の通信制課程	<p>10分の10以内。</p> <p>ただし、生徒1人当たり授業料の年額の3分の2に相当する額（小数点以下切り捨て。）から就学支援金、学び直し支援金及びその他授業料の軽減に係る補助金を控除した額の10分の5に相当する額（小数点以下切り捨て。）を上限とする。</p>
	(3) 専修学校の高等課程以外の課程及び各種学校	<p>3分の2以内。</p> <p>ただし、生徒1人当たり授業料の年額3分の2に相当する額（小数点以下切り捨て。）から就学支援金、学び直し支援金及びその他授業料の軽減に係る補助金を控除した額の3分の2に相当する額（小数点以下切り捨て。）を上限とする。</p>
<p>区分3</p> <p>保護者等が次の(1)又は(2)に該当する生徒等について、設置者が授業料（幼稚園等にあつては保育料。）を軽減するに要する経費。ただし、(2)の場合にあつては特別の事情が生じた月以後の授業料（幼稚園等にあつては保育料。）に限る。</p> <p>(1) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者</p> <p>(2) 特別の事情が生じたため、当該年の所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されなくなると確実に見込まれる者</p>	(1) (2) 及び(3)以外の私立学校又は課程	<p>10分の10以内。</p> <p>ただし、補助限度額と生徒等1人当たり授業料（幼稚園等にあつては保育料。）の年額とのいずれか低い額から就学支援金、学び直し支援金、就園奨励費補助金及びその他授業料（幼稚園等にあつては保育料。）の軽減に係る補助金を控除した額を上限とする。</p>
	(2) 高等学校の通信制課程	<p>10分の10以内。</p> <p>ただし、生徒1人当たり授業料の年額から就学支援金、学び直し支援金及びその他授業料の軽減に係る補助金を控除した額の10分の5に相当する額（小数点以下切り捨て。）を上限とする。</p>
	(3) 専修学校の高等課程以外の課程及び各種学校	<p>3分の2以内。</p> <p>ただし、生徒1人当たり授業料の年額から就学支援金、学び直し支援金及びその他授業料の軽減に係る補助金を控除した額の3分の2に相当する額（小数点以下切り捨て。）を上限とする。</p>
<p>区分4</p> <p>保護者等が区分1から区分3までのいずれかに該当する生徒等について、設置者が入学金を軽減するに要する経費</p>	(1) (2)以外の私立学校又は課程	<p>10分の10以内。</p> <p>ただし、生徒等1人当たり別表2に定める額を上限とする。</p>
	(2) 専修学校の高等課程以外の課程及び各種学校	<p>3分の2以内。</p> <p>ただし、生徒1人当たりの当該私立学校の入学金額の10分の2に相当する額を上限とする。</p>

- 2 前項に規定する就学支援金として計算する額は、当該生徒が法第3条に規定する就学支援金の受給資格がある期間に受給することのできる額(法第5条第2項に規定により就学支援金に加えることができる額を含む。)とする。

(交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の計画を変更しようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事に申請して、その承認を受けること。

(補助事業者の徴すべき書類)

第5 補助事業者は、保護者からあらかじめ私立学校被災生徒授業料等軽減申請書その他授業料又は入学金を軽減するために必要な書類を提出させるものとする。

(交付申請書等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

- 2 前項の交付申請書に添付する書類の様式は、次のとおりとする。
 - (1) 私立学校被災生徒授業料等軽減事業実施計画書(様式第2号)
 - (2) 学(園)則
 - (3) 第5の規定により保護者等から徴した書類の写し
- 3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

(変更申請書等)

第7 第4の規定による承認は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の計画を変更しようとするとき
私立学校被災生徒授業料等軽減事業計画変更承認申請書(様式第3号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき
私立学校被災生徒授業料等軽減事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)

(交付申請の取下げ)

第8 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付申請取下げ書(様式第5号)を、当該補助金の交付決定通知を受けた日から15日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告書等)

第9 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、私立学校被災生徒授業料等軽減事業実績報告書(様式第6号)によるものとする。

- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。
 - (1) 精算書(様式第7号)
 - (2) 私立学校被災生徒授業料等軽減事業実施状況書(様式第8号)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認めて指定した書類
- 3 前2項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(交付の請求)

第10 補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付請求書(様式第9号)を知事に提出するものとする。

(概算払)

第11 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金概算払請求書(様式第10号)を知事に提出するものとする。

(機密保持)

第12 補助事業者は、事業を実施するに当たり知り得た秘密を漏らしてはならない。

(書類の提出部数)

第13 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の部数は、1部とする。

附則 この要綱は、平成23年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成24年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成26年度補助金から適用する。

2 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)附則第2条第2項の適用を受ける者に係るこの補助金の交付については、なお従前の例による。

この場合において、改正前のこの要綱第3第1項の表中「125,400円」とあるのは「154,500円」と、別表中「24,000円」とあるのは「24,500円」と、「10,000円」とあるのは「14,000円」とする。

附則 この要綱は、平成27年度補助金から適用する。

附則 この要綱は、平成30年度補助金から適用する。

(別表1)

		在籍園児	1号認定 子ども	2号認定 子ども	3号認定 子ども
幼保連携型認定こども園			○	—	—
幼稚園型認定こども園	単独型		○	○	
	接続型		○	○	—
	並列型		○	—	—
幼稚園		○			

※ 在籍園児とは、学校教育法第26条に規定する幼児をいう。

※ 1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもとは、それぞれ子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもをいう。

(別表2)

学 校 種	定める額
幼 稚 園 等	5,000円 ただし、就園奨励費補助金が保育料を上回る場合は、上記金額から当該上回る金額を控除した額とする。
小 学 校	33,000円
中 学 校	31,000円
中 等 教 育 学 校	40,000円
高等学校全日制課程(専修学校の 高等課程を含む。)	24,500円
高等学校通信制課程	14,000円